

## 第5回鳥取県障がい者水泳選手権大会実施要綱

### 1 目的

この大会は、県内で水泳競技をしている障がい者が一堂に会し、体力の維持・増強、競技力の向上及び社会参加の促進や選手同士の友好を深めるとともに、障がい者スポーツ（水泳競技）への理解と普及・発展を図ることを目的とする。

### 2 主催

鳥取県障がい者水泳選手権大会実行委員会

### 3 後援（予定）

鳥取県、鳥取県教育委員会、米子市、米子市教育委員会、（一財）鳥取県水泳連盟

### 4 協力（予定）

（一社）鳥取県障がい者スポーツ協会、米子市皆生市民プール、どらドラパーク米子水泳場室内プール、鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会、どんぐりの会、特定非営利活動法人 Studio-E、鳥取県障がい者水泳協会、特定非営利活動法人皆生ライフセービングクラブ

### 5 日程

平成29年9月24日（日）

受付	午前 9：30	（受付後クラス分けの確認あり）
練習	9：40	（受付を済ませてから練習すること）
開会式	10：20	
競技開始	10：30	
競技終了	12：50	
表彰式	13：00	

### 6 場所

米子市皆生市民プール（鳥取県米子市皆生温泉3-18-3）

### 7 参加資格

次のいずれかに該当する者とする。ただし、プログラムの第I部に参加する者は、補助者付で12.5m以上泳げる（又は歩行できる）者とする。

- （1）小学生以上で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- （2）特別支援学校の在籍者
- （3）その他、大会長が特に参加を認めた者

### 8 競技規則

全国障害者スポーツ大会（水泳競技）の競技規則に準ずる。ただし、プログラムの第I部及びリレー種目は除く。

### 9 競技方法

- （1）競技は男女別に行う。
- （2）競技はタイムレースとする。

## 10 競技順序

### I 部

- ① 25m浮き具使用
- ② 12.5m補助者付き

### II 部

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ① 50m自由形   | ⑨ 100m自由形           |
| ② 50m平泳ぎ   | ⑩ 100m平泳ぎ           |
| ③ 50m背泳ぎ   | ⑪ 100m背泳ぎ           |
| ④ 50mバタフライ | ⑫ 100mバタフライ         |
| ⑤ 25m自由形   | ( 休憩 )              |
| ⑥ 25m平泳ぎ   | ⑬ 100mフリーリレー (男女混合) |
| ⑦ 25m背泳ぎ   |                     |
| ⑧ 25mバラフライ |                     |

※なお、プログラム等へ個人名、障がい種別、所属等を記載の上、公表しますので御承知ください。

## 11 参加制限

個人種目は1人2種目以内とし、リレーについては制限しない。(リレーだけの参加は不可)  
なお、リレーについては、申込状況を見た上で、当日チーム編成を行う。

## 12 表彰

全国障害者スポーツ大会(水泳競技)競技規則における障害区分に準じて表彰する。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 各種目の優勝者及びリレー優勝チーム | 表彰状 |
| (2) 各種目の2位及び3位        | 表彰状 |

## 13 申し込み等

### (1) 申し込み方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、下記に申し込むこと。申込は郵送のほか、FAX  
又はメールでもよい。

(郵送先) 〒683-0001

鳥取県米子市皆生温泉3-18-3

鳥取県障がい者水泳選手権大会実行委員会

本田 貴志 宛

(FAX) 0859-34-0250 (担当: 本田)

(メールアドレス) ksr-takahon@sea.chukai.ne.jp

### (2) 参加料

参加種目1種目につき1人300円とする。リレーについては参加料は不要とする。  
なお、参加料は当日持参すること。

### (3) 申し込み締切日

平成29年8月25日(金)

## 14 問合せ先

- ・(電話) 0859-34-6750 (担当: 本田)
- ・その他、上記13の(1)に記載のFAX及びメールでの問合せも可。

## 15 免責

- (1) 参加者の健康管理は本人責任とし、各自十分注意すること。
- (2) 会場における事故等については、応急処置のみとし、その責任は負わない。

## 16 その他

交通費、昼食費等は参加者負担とする。